

議長（志村 忠昭）

これをもって、平成25年度各会計決算、並びに基金運用状況審査意見報告を終わります。

続きまして、町長報告であります。

報告は、印刷配付を致しておりますので、朗読は省略を致します。

日程第4、議案第1号、多度津町健やか子ども基金条例（案）の制定について、議案第2号、多度津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）の制定について、議案第3号、多度津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）の制定について、議案第4号、多度津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）の制定について、提案説明の都合上、一括議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長 山下君。

福祉保健課長（山下 俊和）

おはようございます。

議案第1号から議案第4号までを一括して提案説明を申し上げます。

最初に、議案第1号 多度津町健やか子ども基金条例（案）の制定についてですが、香川県は、少子化対策、母子保健、及び子育て支援に関する市町が行う事業を支援するため、「かがわ健やか子ども基金 補助金交付要綱」を本年度制定いたしました。

これに伴い、多度津町が香川県より補助金を受け、平成26年度から平成31年度までの間、事業を実施するため、基金の設置条例を制定しようとするものです。条例の内容につきましては、第1条で基金の設置の目的を、第2条で基金の額を、第3条で基金の管理を、第4条で運用益の処理方法を、第5条で基金の処分を定めようとするものです。

また、第6条で委任に関することを定めようとするものです。

附則として、第1項でこの条例は、公布の日より施行し、平成26年4月1日より適用しようとするものです。

第2項で、この条例は平成32年3月31日限り、その効力を失い、基金に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を予算に計上して、香川県に納付しようとするものです。

以上で、議案第1号についての提案説明を終わります。

次に、議案第2号 多度津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）の制定についてですが、子ども・子育て関連3法の制定により、児童福祉法が改正され、放課後児童健全育成事業、いわゆる、放課後児童クラブは、従来、国が定める基準に従い運営をしておりましたが、厚生

労働省令を踏まえ市町村が条例を定める規定が設けられたため、本条例を制定しようとするものです。

条例の内容につきましては、第1条で条例制定の趣旨を、第2条で運営基準を平成26年厚生労働省令63号に定めるとおりとするもので、この省令において、設備の基準、職員の配置等が定められております。

附則として、第1項でこの条例は、省令の施行日と同じく、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日より施行しようとするものです。

第2項で、経過措置として、当面の間、児童一人当りの基準面積と支援の単位の児童数の弾力的規定を設けようとするものです。

以上で、議案第2号についての提案説明を終わります。

次に、議案第3号 多度津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）の制定についてですが、この条例も、子ども・子育て関連3法の一つである子ども・子育て支援法の制定により、特定教育・保育施設、いわゆる、幼稚園、保育所等、及び特定地域型保育事業、いわゆる、家庭的保育、小規模保育事業等の運営基準について、内閣府令で定める基準に従い市町村が条例を定める規定が設けられたため、制定しようとするものです。

この条例の内容につきましては、第1条で条例制定の趣旨を、第2条で運営基準を平成26年内閣府令第39号に定めるとおりとするもので、この府令において、利用定員、運営基準等が定められております。

附則として、この条例は、子ども・子育て支援法の施行の日より施行しようとするものです。

以上で、議案第3号についての提案説明を終わります。

次に、議案第4号 多度津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）の制定についてですが、この条例も、子ども・子育て関連3法の制定により、児童福祉法が改正され、家庭的保育事業等は従来、国が定める基準に従い運営をすることになっておりましたが、厚生労働省令を踏まえ市町村が条例を定める規定が設けられたため、制定しようとするものです。

条例の内容につきましては、第1条で条例制定の趣旨を、第2条で認可基準を平成26年厚生労働省令第61号に定めるとおりとするもので、この省令において、設備、職員の配置等が定められております。

附則として、この条例は、省令の施行日と同じく、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日よ

り施行しようとするものです。

以上で、議案第1号から議案第4号までの提案説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。